# ○富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

平成17年4月1日
富山市条例第185号

目次

第1章　総則(第1条―第7条)
第2章　廃棄物の減量及び資源の有効な利用(第8条―第11条)
第3章　廃棄物の適正処理(第12条―第18条)
第4章　手数料(第19条―第21条)
第5章　雑則(第22条―第24条)
附則

## 第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再利用の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　再利用　活用しなければ不用となる物又は廃棄物のうち有効な物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(2)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じる一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)及び産業廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条　市は、法の定める責務を果たすため、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに資源の有効な利用の確保(以下「廃棄物の減量等」という。)を図るための総合的な施策を講じなければならない。

2　市は、廃棄物の減量等に関し、市民及び事業者の意識の啓発及びその自主的な活動の促進を図らなければならない。

(市民の責務)

第4条　市民は、市の廃棄物の減量等に関する施策に協力し、廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再利用に努めるとともに、その生じた廃棄物で自ら処分しないものについては、適正に分別して排出しなければならない。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、市の廃棄物の減量等に関する施策に協力し、事業系廃棄物の発生の抑制及び排出の抑制並びに再利用に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して廃棄物の発生を抑制することとなる方策を講ずるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合に適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(生活環境の清潔の保持等)

第6条　土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、当該土地又は建築物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条　市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを公表するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

## 第2章　廃棄物の減量及び資源の有効な利用

(市による減量等の推進)

第8条　市は、分別収集及び再利用の促進等のための必要な施策の実施並びに市の機関における再生品の使用等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(市民による減量等の推進)

第9条　市民は、廃棄物の発生の抑制、排出の抑制、分別収集への協力、再利用を促進するための自主的な活動への参加及び再生品の使用等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならな

い。
(事業者による減量等の推進)
第10条　事業者は、事業系廃棄物の発生及び排出を抑制するとともに、その事業活動に際して再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。)及び再生品を使用することにより、並びに物の製造、加工、販売等に際して次に掲げる方法等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。
(1)　再利用が可能な容器及び梱(こん)包材の使用並びに使用済みの容器及び梱(こん)包材の回収
(2)　過剰包装の自粛
(3)　長期間使用又は再利用が可能な製品の開発
(事業系一般廃棄物の減量計画)
第11条　事業用の大規模な建築物その他事業系一般廃棄物を多量に排出すると認められる建築物で規則で定めるものの所有者(所有者以外に当該建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合には、当該権原を有する者)は、規則で定めるところにより、当該建築物に係る事業系一般廃棄物の減量に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。当該計画を変更したときも、同様とする。
2　市長は、廃棄物の減量の推進及びその適正な処理のため必要があると認めるときは、前項の計画の変更を指示することができる。

第3章　廃棄物の適正処理

(市民の自己処分)
第12条　市民は、その生じた一般廃棄物で容易に処分することができるものを生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。
(事業系一般廃棄物の処理)
第13条　事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。
(適正処理困難物)
第14条　市長は、廃棄物となった場合に、市におけるその適正な処理が困難となる製品、容器等(次項において「適正処理困難物」という。)を指定することができる。
2　市長は、前項の指定に係る適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、不用となった適正処理困難物を自ら回収する等の必要な措置を講ずるよう要請することができる。
(排出方法)
第15条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従い、適正に分別し、排出しなければならない。
(排出禁止物)
第16条　占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。
(1)　有害性、危険性若しくは引火性のある物又は著しく悪臭を発する物
(2)　特別管理一般廃棄物
(3)　前2号に掲げるもののほか、市が行う収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのある物
2　占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬及び処分を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。
(勧告)
第17条　市長は、占有者等が前2条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。
(資源物の帰属)
第18条　第15条の規定により排出された一般廃棄物のうち資源物(市が行う一般廃棄物の収集において、再利用を目的として他の一般廃棄物と分別して収集するものをいう。以下同じ。)の所有権は、市に帰属する。
2　市長が指定する事業者以外のものは、前項に規定する資源物を収集し、又は運搬してはならない。

第4章　手数料

(一般廃棄物処理手数料)
第19条　一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し徴収する手数料の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。
2　前項の手数料の算定の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。
3　特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の額の5割以内において市長の認定する額を加算することができる。
4　第1項及び前項の規定による手数料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。
(一般廃棄物処理手数料の減免)

第20条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

（許可申請手数料等）

第21条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を申請の際に納付しなければならない。

(1)　法第7条第1項の規定による許可又は同条第2項の規定による当該許可の更新を受けようとする者　10,000円

(2)　法第7条第6項の規定による許可又は同条第7項の規定による当該許可の更新を受けようとする者　10,000円

(3)　法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者　10,000円

(4)　前3号の許可又は許可の更新に際し、交付した許可証の再交付を受けようとする者　2,500円

第5章　雑則

（報告の徴収）

第22条　市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、必要な報告を求めることができる。

（技術管理者）

第23条　法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1)　技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）

(2)　技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3)　2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)　学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9)　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10)　10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11)　市長が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

（委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年富山市条例第8号）、大沢野町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年大沢野町条例第1号）、大山町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年大山町条例第2号）、八尾町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成7年八尾町条例第1号）、婦中町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年婦中町条例第13号）、山田村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年山田村条例第12号）又は細入村廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成7年細入村条例第3号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成18年3月30日富山市条例第33号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成21年3月23日富山市条例第20号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月26日富山市条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月27日富山市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年3月28日富山市条例第21号)

(施行期日)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則(平成31年3月26日富山市条例第26号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定及び別表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第19条及び別表の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に収集し、又は搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

別表(第19条関係)

| 種別 | 単位 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 浄化槽汚泥 | 1月を単位として、市の処理施設への搬入量180リットルまでごとにつき | 66円 | |
| し尿 | 1回の収集量が180リットルまでの部分 | 2,090円 | 仮設トイレに係る収集にあっては、1便槽につき、1,100円を加算する。 |
| | 1回の収集量が180リットルを超える部分18リットルまでごとにつき | 209円 | |
| | 1月を単位として、市の中継施設への搬入量1,000リットルまでごとにつき | 275円 | |
| 市の最終処分場へ搬入できる物として市長が指定するもの | 1月を単位として、市の最終処分場への搬入量1,000キログラムまでごとにつき | 9,900円 | |
| 特定家庭用機器 | 1台につき | 1,570円 | 「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。 |
| その他の一般廃棄物 | 1回の排出量が30キログラムまでの部分 | 2,090円 | 一般廃棄物処理計画に基づき定期に収集するもの以外に臨時に収集するものに限る。 |
| | 1回の排出量が30キログラムを超える部分10キログラムごとにつき | 319円 | |